



2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社C R I ・ミドルウェア
代表者名 代表取締役社長 押見 正雄
(コード番号：3698、東証グロース)
問合せ先 取締役専務執行役員 櫻井 敦史
(TEL. 03-6823-6853)

事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 17 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型株式報酬であるリストラクテッド・ストック・ユニット制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を 2025 年 12 月 18 日開催予定の第 25 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 本制度の導入目的

現在、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬制度は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（金銭報酬）で構成されています。

今般、当社は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の役員報酬制度の見直しを行い、新たに本制度を導入することを決定いたしました。

本制度は、対象取締役に對して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の割当てのための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる支給をすることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2 本制度の概要等

(1) 本制度の概要

今般、新たに導入する報酬制度は、対象取締役に對し、当社取締役会があらかじめ定める対象期間（以下「対象期間」といいます。）中の勤務継続その他一定の条件を満たすことを条件に、当社取締役会において事前に定める数の当社株式の交付のための金銭報酬債権及び金銭を、対象期間分の報酬等として対象期間の終了後に支給し、対象取締役は、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社株式について発行又は処分を受ける株式報酬制度です。

なお、当初の対象期間は、2025 年 9 月期に係る定時株主総会の終結時の直後の時点から 2026 年 9 月期に係る定時株主総会の終結時までとすることを予定しております。

(2) 金銭報酬債権額等の算出方法等

当社は、原則として、基準交付株式数、株式及び金銭の交付割合等をあらかじめ取締役会において決定し、その結果に応じて、対象期間終了後に当社株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を支給いたし

ます。また、対象期間終了後に発行又は処分する当社株式の総数は年 20,000 株以内（ただし、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割、株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。）といたします。

本制度に係る各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、取締役会において決定いたします。また、本制度に基づく 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値といたします。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

（３）対象取締役に對する支給要件等

当社は、原則として、対象取締役が対象期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会が定める役職の地位にあったこと、当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったことなどの場合に、対象期間終了後、対象取締役に對して、前述（２）に基づき算出される当社株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を支給いたします。

なお、本制度においては、対象期間中に、新たに当社の取締役に就任する者が存在する場合及び対象取締役が、当社が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した当社株式若しくは金銭又はその双方を交付又は支給いたします。

また、本制度においては、対象期間中及び対象期間終了後当社株式の交付及び金銭の支給までに、対象取締役が死亡により退任又は退職した場合、一定の組織再編等が承認された場合等、一定の場合には、対象取締役に對して、対象取締役に對する金銭報酬債権の支給及び当該金銭報酬債権の現物出資による当社株式の交付に代わり、当社が合理的に調整した額の金銭を支給いたします。

（４）その他

本株主総会において本制度の導入に関する議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は、対象取締役のほか、執行役員に對しても、対象取締役に對するものと同様の制度を導入する予定です。

以 上